

(案)

# 聖籠町子ども読書活動 推進計画

---

(平成27年度～平成31年度)

聖籠町教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1. 子どもの読書活動の意義	2
2. 子ども読書に関する国・県の動向	2
3. 子どもの読書に関する現状	3
4. 聖籠町の現状	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 計画の目的	4
2. 計画の対象	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の位置付け	4
5. 計画の基本方針	5
第3章 計画推進のための方策	6
1. 家庭における読書活動の推進	6
2. 学校等における読書活動の推進	8
3. 聖籠町立図書館における読書活動の推進	11
4. 関係機関・団体等との連携、協力	13
5. 成長に合わせた読書環境づくり	15
6. 具体的な取組方策	17
○ 推進イメージ図	19
○ 用語解説	20
○ 参考資料	22

## はじめに

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法律」と記す。）を制定し、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月第一次基本計画、平成20年3月第二次基本計画、平成25年5月第三次基本計画）を策定しました。

新潟県でも、平成16年3月に、21世紀を担う子どもたちの豊かな心の育成と健やかな成長を願い、子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境づくりを目指し、「新潟県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を策定し、推進に取り組んできました。更に、平成21年3月には、この第一次計画を踏まえ、これまでの取組・成果・課題を明らかにするとともに、県や市町村等が主体的に実施することが期待される取組の方向を示す第二次計画を策定しました。

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、思考力、表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（法律第2条）であり、家庭・こども園・学校・図書館・地域などが連携・協力し、社会全体で子どもの読書活動を豊かで活発なものにし、人生を意義深く楽しいものにできるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

聖籠町子ども読書活動推進計画（以下「本計画」と記す。）は、法律に基づき、国や県の計画を基本とし、子どもたちの成長過程において、多様な本との出会いや豊かな読書体験を積み重ねていくことができる読書環境づくりを、町が一体となって取り組んでいくことを目指しています。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 子どもの読書活動の意義

近年、子どもたちの身の回りには、テレビ、DVD、インターネット、パソコン、携帯電話等の情報が溢れており、安易に多様な知識が得られる環境にあり、このような状況が、子どもたち読書離れに拍車をかけているように感じます。

平成26年6月10日に「だれもが学び、培い、集い、情報を活用できる、暮らしのなかの図書館」を基本理念に掲げた新しい町立図書館が開館しました。図書館を核として、子どもたちが生きていくうえで大切な「考える力」、「想像する力」、「言葉の力」を家庭・地域・学校で育てていこうというのです。

このような願いをもとに、第4次聖籠町総合計画後期基本計画の内容に沿うとともに、聖籠町のすべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において、読書活動ができる環境づくりを推進するため、本計画を策定いたしました。

### 2. 子ども読書に関する国・県の動向

平成11年8月に読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもたちの読書活動について国を挙げて支援するため、国会において平成12年を「子ども読書年」とすることが決議されました。また、平成12年1月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され（同年5月開館）、さらに同年12月の「教育改革国民会議報告書」において、「人間性を豊かにするために、読み、書き、話すなど言葉の教育を大切にすること」が提言されました。

このような中で、平成13年11月に子どもの読書活動推進のための法案が議員立法により国会に提出・可決され、同年12月12日に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として施行されました。

同法は、子どもの読書活動の推進に関して基本的な理念を定め、国や地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、読書活動推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

平成14年8月に、同法に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、5年間にわたる施策の基本的な方向性と具体的な施策が示されました。

また、平成 17 年に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成 20 年 3 月には計画の成果と課題を踏まえ、「子どもの読書活動推進法に関する基本的な計画」（第二次基本計画）が閣議決定されました。

さらに、平成 20 年 6 月に学習指導要領が改訂され、各教科等における言語活動の充実を図り、言語に関する能力の育成に必要な読書活動の充実が求められました。また、「社会教育法」、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備が行われるとともに、国会決議により平成 22 年を「国民読書年」とすることが定められました。

このような諸情勢の変化を検証した上で、平成 25 年 5 月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）が閣議決定されました。

新潟県では、平成 16 年 3 月に第一次「新潟県子ども読書活動推進計画」が、平成 21 年 3 月には第二次計画が策定され、市町村などにおいても主体的な取組を進めることが期待されています。

### 3. 子どもの読書に関する現状

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が実施した「第 60 回学校読書調査」によると、平成 25 年 5 月 1 カ月の平均読書冊数は、小学生は 11.4 冊（前年比+1.3 冊）、中学生は 3.9 冊（前年比-0.2 冊）、高校生は 1.6 冊（前年比-0.1 冊）となっています。小学生は大幅に増加していますが、中学生・高校生はわずかですが減少しています。また、5 月 1 カ月間に読んだ本が 0 冊の生徒である「不読者」の割合は、小学生は 3.8%（前年比-1.5%）、中学生は 15.0%（前年比-1.9%）、高校生は 48.7%（前年比-3.7%）となっています。

### 4. 聖籠町の現状

聖籠町では、こども園・小学校・中学校・町立図書館で、それぞれに子どもたちの年齢にあった読書活動の取組を行っています。

「読み聞かせ」、「朝読書」、「移動図書館車の巡回」、「ブックスタート」等の実施により、一定の成果は得られているものの、依然として小学校高学年、中学校、高校と年齢が上がるにつれて、読書から遠ざかる傾向があります。

平成 27 年度「全国学力・学習状況調査」では、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に調査が行われ、「平日全く読書をしない」という小学生が聖籠町では 25.9%と全国平均より約 6%高いのに対し、中学生は 65.3%と全国平均より約 30%も高い結果となっています。聖籠町立図書館においても、中高生について

は利用者が固定化し、登録者数も少ない状況にあります。読書習慣の定着に向けた取組みや、利用者拡大の方策が求められています。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の目的

本計画は、子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけて、読書の持つ大きな力で、子どもの成長を支えていくことを目的としています。

子どもたち一人一人の読書活動が高まっていくように、また、読書が子どもの成長を促す心の栄養となるよう、子どもの読書環境の整備を総合的に行っていくことを目指します。

### 2. 計画の対象

本計画の対象とする子どもは、おおむね0歳から18歳までとします。

また、その子どもの読書環境の整備や活動の推進に関わる保護者、ボランティア、教職員及び行政担当者なども対象とします。

### 3. 計画の期間

平成27年度～平成31年度（第一次推進期間としておおむね5年間）

### 4. 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」第9条第2項に基づいて策定するものであり、聖籠町における子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針です。

また、本計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年8月改定)及び新潟県が策定した「新潟県子ども読書活動推進計画」(平成21年3月改定)を基本として策定するものです。

## 5. 計画の基本方針

### (1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と環境づくり

多様な機会を通し、発達段階に応じて子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、生活の中に読書が根付くよう環境づくりに努めます。

### (2) 関係機関・関係団体の連携と協働による取組の推進

家庭・地域・学校を通じた町全体での取組を進めるために、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関・団体等が相互の連携・協力のもと取組を推進します。

### (3) 子ども読書活動への関心と理解の広報・啓発

保護者・教職員・保育士・保健師等、子どもに身近な大人をはじめ、町民が広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるために、あらゆる機会を通し、読書活動の意義や重要性について広報・啓発を図ります。



## 第3章 計画推進のための方策

### 1. 家庭における読書活動の推進

家庭では、幼いころから身近な大人に本を読んでもらい、読書の楽しさや感動を共有することが大切です。

日常生活の中で、子どもと大人と一緒に読書を楽しむ時間を設け、継続して行われるよう、大人の配慮が必要です。この時期の子どもにとって絵本の読み聞かせは、大人と子どもの絆を深め、豊かな創造力を養い、その後の読書活動の基礎を作ります。

小学生になり、自分で文字が読めるようになっても、家族のコミュニケーションの一環として、読み聞かせを楽しんだり、一緒に読書に親しむことも大切です。中学・高校生になっても、読書をすることで知的世界を広げ、自ら思考する力を培います。読書を通じて養われる国語力は、あらゆる学力の根幹であり、仕事や社会生活等、その後の人生において大きな力となります。

身近に本がある環境や、図書館を利用する習慣を、家庭で作っていくことが大切です。

#### [現状と課題]

近年のテレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話などの様々な情報メディアの発達・普及は、子どもたちの生活環境や家庭環境を大きく変化させ、子どもたちが本に親しむ機会が減少する一因となっています。

平成 27 年 7 月に町教育委員会等が実施した「『ネット接続可能機器』所持・使用に関わるアンケート調査結果」（参考資料 P23 参照）にもあるように、「ゲームを 3 時間以上する」という子どもが、小学校 6 年生では 14.3% もおり、年齢が上がるに連れて多くなる傾向が見られます。また、「SNS を 3 時間以上する」という中学生が約 14% いることから、読書に充てる時間が少なく、日常生活において、ゆっくりと読書をする環境が整っていないことが分ります。

子どもたちの自主性に任せるだけでなく、保護者からの読書を促すきっかけづくりと、子どもたちと一緒に読書する時間を確保することが大切です。

#### [家庭での取組方策]

##### ① 家庭での読み聞かせ

乳幼児期から、子どもたちが絵本と触れ合うことが大切です。それには、



絵本の読み聞かせを家庭でも行うことが効果的です。読み聞かせは、子どもと大人との貴重な触れ合いの機会にもなります。読み聞かせを行うのは、保護者だけでなく、身近で接してくれる大人、誰でも構いません。

図書館から絵本や紙しばいを借りてきて、読み聞かせを行ってもよいでしょう。図書館員におすすめの本を聞くなど、アドバイスを受けることもできます。

## ② 家庭での読書環境づくり

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第六条に「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。」とあるように、保護者自身が読書に親しむことが、子どもたちの読書への関心を引き出します。図書館から本を借りてきたり、テレビやゲーム等の時間を短縮したりして、家庭内で読書する時間を積極的に生み出すなど、家庭での読書環境を整えることが望まれます。

## ③ うちどく（家読）「1日15分読書うんどう」の推進

「子は親の背を見て育つ」と言われますが、子どもが本を読まない要因の一つに、大人の読書離れが挙げられます。家族みんなで好きな本を読み、読んだ本について話し合う「うちどく（家読）」※1は、家庭での読書の習慣を作り、家族の絆を深めます。

毎日、1日15分を目標に本を読みましょう。

## [関係機関の取組方策]

### ① 読み聞かせの促進

読み聞かせの意義や大切さについて、保護者への啓発・情報提供に努め、日々の生活の中で読み聞かせの定着を図ります。

また、町立図書館の「おはなし室」等を活用した、各種「おはなし会」の充実を図ります。

### ② 図書館利用の促進

町立図書館や学校図書館の図書の実用を図り、親子がともに本に親しむ習慣を作ることができるよう、図書館利用を促進します。

### ③ 家庭に向けた読書活動推進についての啓発

町立図書館では、保護者が子どもたちの本を選ぶときの手助けになるよう、

「ブックリスト」を作成するとともに、チラシ・広報誌・HP等で子どもたちが喜んで受け止めてくれるような楽しい本を紹介し、情報提供に努めます。

## 2. 学校等における読書活動の推進

### (1) こども園

この時期の子どもたちは、初めての集団生活の中で、保育士や幼稚園教諭から読んでもらう絵本や紙しばいの面白さを体感しながら、豊かな言葉を育んでいきます。日常の保育や教育の中に、積極的に読書活動を取り入れることは、子どもたちが読書に親しんでいくための基礎となります。

また、園の中での読み聞かせは、家庭とは違った雰囲気や、他の子どもとの交流・刺激により一体感を感じることができるところから、読書の幅が広がり、家庭での読書とつながることが期待できます。

#### [現状と課題]

こども園での毎日の読み聞かせや、家庭への絵本の貸出はすべての園で実施され、園児たちが気軽に絵本にふれ合える環境になっています。その結果、子どもたちはみんな絵本が大好きになってきています。しかし、保護者の中には多忙で、子どもたちの「読んで欲しい」という声に応えてやれない家庭が多いのが現状です。

今後は、幼稚園教諭や保育士が絵本に関する知識を深め、園児の年齢や発達、興味に沿った絵本を選書できる力をつけていくことなど、幼稚園教諭や保育士の資質を向上することにより、様々な分野の本と園児をつなぐことが望まれます。

また、家庭に対してどう働きかけを行うかが、大きな課題となっています。

#### [こども園での取組方策]

##### ① 本に親しむ機会の充実

日々の保育活動において、絵本の読み聞かせや、季節の行事に合わせた絵本の紹介などを積極的に行い、本に親しむ機会の充実を図ります。

また、一人で文字が読めるようになっても、読み聞かせの時間は大切です。定期的に読み聞かせをする時間を設けます。

## ② 絵本の部屋の環境整備

こども園は、子どもたちの成長に合わせた良質な本を選書し、子どもたちの身近な場所に備え、常に本への興味を引き出すことができるよう、展示にも工夫をして読書環境を整えます。そのため、職員の研修を町立図書館の協力のもとで行います。

## ③ 家庭への絵本の貸出

現在行っている定期的な家庭への絵本の貸出を今後も継続して行います。

また、貸出を行う際は、担任の言葉や図書館だよりなども一緒に添え、参観日や懇談会等を利用し、絵本を通した親子のふれあいや、読み聞かせの大切さを伝えます。

## ④ 町立図書館・ボランティアとの連携

定期的に町立図書館の団体貸出※2を利用し、大型絵本や紙しばい等を借り受け、読み聞かせに活用するとともに、積極的に町立図書館を訪問し、「おはなし室」での読み聞かせを体験させることで、幅広い読書活動につなげます。また、保護者や地域の方からボランティアをつのり、子どもたちがいつでも、どこでも本に親しめるよう、読み聞かせの会などの連携協力を図ります。

## (2) 小・中学校

学校は、子どもの主体的・意欲的な読書習慣の形成推進に大きな役割を持っており、学級運営や教科指導における計画的な読書活動の推進が望まれます。また、教師自身が読書への関心を高め、読書する姿を見せ、自らの感動体験などを語ることで、子どもたちの読書への関心を高めることができます。さらに、学校図書館が子どもたちにとって、身近で楽しい場所であるように、司書教諭※3・学校図書館司書※4を中心に、読書環境を整備し、読書を働きかけます。

学校の果たす役割は大きく、教職員全員が読書活動の重要性を認識し、学校をあげて読書活動の活性化に取り組みます。

### [現状と課題]

朝読書、読み聞かせ、読書週間事業、図書館だよりの発行等が各学校で行われていますが、まだまだ児童・生徒の読書習慣の定着までには至っていないのが現状です。学年が進むにつれて、読書量が減少する傾向にあり、子供たちに

読書の魅力を知らせるような取組が必要です。

学校では校長のリーダーシップの下、司書教諭・学校図書館司書を中心として、すべての教職員が連携して子どもの読書活動を推進していくことが重要であり、学校図書館を活用した指導の充実が求められます。

## [小・中学校の取組方策]

### ① 学校図書館の蔵書の整備と充実

児童・生徒の読書環境を充実していくためには、児童・生徒の様々な興味関心、必要性などにこたえる、魅力的な学校図書館の蔵書を整備・充実させていくことが必要です。そのため、情報が古くなった図書資料の更新を行いつつ、学校図書館図書標準※5を踏まえた、図書資料の計画的整備・充実を進めます。

### ② 司書教諭・学校司書の配置

学校図書館は、児童・生徒が魅力的な本と出合える「読書センター」として又、授業などの調べ学習に対応する「学習センター」として活用することが必要です。そのためには、司書教諭・学校図書館司書の継続した配置が望まれます。学校図書館の充実のため、司書教諭や学校図書館司書が十分な役割を果たすことができるよう、他の教職員との共通理解を深め、校内研修を行うよう努めます。

### ③ 学校図書館を活用した授業の推進

子どもたちの様々な興味関心に応え、各教科の授業において有意義な教育活動を展開するためには、学校図書館の整備・充実が欠かせません。学校図書館を授業で積極的に活用できるように、調べ学習に活用できる蔵書の充実を図り、学校図書館を「学習センター」として利用します。

### ④ 朝読書の充実

朝読書※6の時間を定期的に設け、読書について目標を設定したり、担任と一緒に読書をすることにより、子どもたちの読書意欲を喚起し、読書習慣を身に付けるようにします。

#### ⑤ 学校図書館利用指導

学校図書館利用指導に関する年間計画に沿った規則やマナー、検索の仕方等の活用に関する基礎的・基本的能力の育成及び、子どもたちの主体的な図書委員会活動の支援に努めます。

#### ⑥ 学校内の協力体制の確立

各学校において子どもの読書活動を推進するため、司書教諭や学校図書館司書が中心となり、校長及び教頭の理解・指導の下、校内研修等を通じて教職員全体の共通理解を図り、校内の体制づくりに努めます。

#### ⑦ 学校図書館情報の整理とネットワークの充実

学校図書館が、校内の様々な学習活動や読書活動を支援する機能を十分発揮できるよう、蔵書のデータベース化や学校間及び町立図書館とのネットワークづくりを行い、学校図書館の情報化を推進します。

#### ⑧ 町立図書館との連携

町立図書館の団体貸出を利用し、学級文庫や学校図書館の資料の充実を図り、朝読書等にも役立てます。

### 3. 聖籠町立図書館における読書活動の推進

聖籠町立図書館の基本方針の一つとして、「子どもたちの心を豊かに育む図書館」を掲げ、児童サービス※7に力を注いでいます。

子どもたちにとって、聖籠町立図書館は、読書活動を推進するうえで拠点となる施設です。本の貸出や、おはなし会のイベント開催のほか、小学校への移動図書館車の巡回、団体貸出等、様々な形で子どもの読書活動を支援していきます。

今後も、こども園、小中学校、ボランティア団体等と連携・協力し、子どもの読書活動の意義や重要性を、様々な機会を通して家庭や地域に発信するとともに、こども園や小中学校への支援やボランティア団体との連携・育成を行っていきます。

#### [現状と課題]

聖籠町立図書館は、0歳児から図書館利用者として迎え、年齢に合わせた良質な児童書の構築と充実に努めています。ブックスタート※8事業や小学校への

移動図書館車の巡回、小中学校、こども園等への団体貸出や読み聞かせ等、図書館に来館する子どもたちに対するサービスにとどまらず、幅広く読書環境づくりを推進してきています。

今後は、こども園や小中学校との連携にも力を注ぎ、0歳児から始まる年代ごとの実践的な読書活動の推進が求められます。また、それぞれの読書環境について現状を把握し、情報を共有する機会を設定していくことが課題となっています。さらに子どもたちへのサービスを充実させるためには、専門知識と技術を持った職員の増員が望まれます。

## [聖籠町立図書館の取組方策]

### ① 児童書の充実

子どもの発達段階に合わせ、「赤ちゃん絵本」から「ティーンズ」まで、新鮮で魅力的な蔵書の整備に努めます。

### ② おはなし会の充実

未就園児対象の「ぐるんぱの部屋」、「季節のおはなし会」等、おはなし会を有効的に活用し、定期的に読み聞かせの会を開催します。

### ③ ブックスタート事業の実施

家庭での読み聞かせの大切さや、絵本を介して心ふれあう時間を持つことの楽しさなどを伝えながら、絵本をプレゼントします。

生後4ヶ月健診時にブックスタート事業を、そのフォローアップとして1歳6ヶ月健診時にブックスタートプラス事業を、関係機関と連携を図りながら継続して実施します。

### ④ 「図書館見学」や「職場体験」の受入

図書館の利用方法や、読書の楽しさを伝えることを目的とした「図書館見学」や小学生対象の「一日子ども図書館員」、中学生を対象とした「職場体験」などを通じて、図書館利用の推進に努めます。

### ⑤ 団体貸出の推進

こども園、小学校、中学校、児童館等への団体貸出を、学校単位からクラス単位へと充実させ、こども園や学校等で足りない蔵書を補い、学習の単元に合わせたセットを貸し出すなど、子どもたちの身近にいつでも本があるように、読書環境の充実を図ります。

#### ⑥ 移動図書館車「ふれあい文庫」の巡回

町内3小学校への巡回を行い、貸出サービスを行うとともに、子どもたちがあらゆるところで本とふれ合うことができるよう、読み聞かせなどの読書活動への支援を図っていきます。移動図書館車は、もう一つの図書館として、多くの子どもたちに親しまれており、今後も継続して発展をめざします。

#### ⑦ ティーンズコーナーの充実

ティーンズ向けの蔵書や雑誌のタイトル数を増やしたり、リアルタイムなテーマ展示※9、リストの作成等を行ったりして、読書離れの進むティーンズ世代に積極的に情報提供を行い、利用促進と読書活動の推進に取り組みます。また、ちょっとした空き時間での読書や携帯に便利な文庫・新書の充実を図ります。

#### ⑧ ボランティアとの協働

「おはなし会」等の開催には、ボランティアグループと連携を図るとともに、読み聞かせ講座等を通じて、新たなボランティアの育成・支援に努めます。

#### ⑨ 読書活動の啓発

「図書館だより」、「社会教育だより」、HPなどを通じて、「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」、「うちどく（家読）－1日15分読書うんどう－」、各種図書館事業や読書に関する様々な情報を提供し、子ども読書活動の推進を図ります。

## 4. 関係機関・団体等の連携、協力

聖籠町には、ブックスタート事業の拠点となる保健福祉センターや、子育て真最中の親子らの育児サークル活動の場となる児童館や公会堂があります。

地域の子どもたちが、手軽に本と接する機会が増えるよう、団体貸出、出前読み聞かせ事業を充実させ、環境を整備することが大切です。更に子どもの読書活動の推進に大きな影響力を持つ、保護者への啓発も行っていく必要があります。

### [現状と課題]

聖籠町には町立図書館が1つしかなく、図書館から遠い地域の子どもたちは、

利用が困難な状況です。町立図書館から各施設へ団体貸出を行い、資料提供に努めていますが、十分な環境とは言えません。子どもたちが多く集まる施設には、できるだけ身近に本を置き、「いつでも」本が手に取れる環境を作ることが必要です。

地域の各施設が、気軽に活用ができ身近に感じられる読書施設となるよう、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域の子どもの読書活動の拠点となることが期待されます。

## [関係機関・団体等の取組方策]

### ① 教育委員会の学校図書館関係課の連携（子ども教育課）

学校図書館担当者会議を定期的で開催し、子ども教育課と学校、町立図書館等との連携を強化し、教育委員会が一体となって、子どもたちの読書環境を支えていきます。

### ② 児童館・保健福祉センター（保健福祉課）

既存の絵本等の見直しや、町立図書館からの団体貸出により、図書コーナーの充実を図り、身近な施設における読書環境の拡充に努めます。

保健福祉センターでの子育て支援事業との連携・協力関係を強化し、一層の充実を図ります。

### ③ 放課後児童クラブ（子ども教育課）

各児童クラブに図書コーナーを設置し、基本図書※10の購入、町立図書館からの団体貸出により、読書環境を整えます。また、ボランティア等の協力を得ながら、読み聞かせ会や楽しい読書行事を開催するなど、読書環境の向上を図ります。

### ④ 育児サークル（子ども教育課）

町民会館や公会堂等の育児サークル活動の場所で、町立図書館職員やボランティアグループによるお話会等を定期的で開催し、すべての子どもたちにより多くの読書の機会を提供します。



## 5. 成長に合わせた読書環境づくり

各発達段階において、以下のような環境づくりを啓発していきます。

### [ 乳幼児（0歳～2歳） ]

赤ちゃんの心の発達には、積極的な語りかけが必要です。あたたかい言葉を聞き、人との心のふれ合いにより信頼関係を築くことで、より優しくたくましく成長するからです。

絵本の読み聞かせは、親子がふれ合うためのきっかけを作ります。保護者による積極的な語りかけは、健やかな成長を助けてくれると考えます。

### [ 幼児（3歳～5歳） ]

保育園やこども園に入ると様々なことを学び、絵本の内容を理解し、長めのお話を聞くことができるようになります。また、集団での読み聞かせの体験も心の成長を促します。文字を覚えだすと、自分でも読もうとしますが、まだ一人で内容を理解し、楽しむには難しい年頃です。物語絵本の他にも、生活絵本、科学絵本など想像力を養う様々な絵本と出会う機会をつくり、生活の中で絵本を身近に親しむことが必要です。

### [ 小学生（6歳～12歳） ]

#### ○1年生・2年生

小学校での読書活動により、読書の幅を広げていきます。読み聞かせを聞いて、お話の世界を楽しむ力をつけていく段階です。自分で興味のある分野の本を選び、イメージを膨らませ、楽しんで読む力を伸ばしていきます。

学校図書館の使い方も学び、自分で面白い本、求める必要な本を書架から選べるように働きかけます。また、絵本を一人で読めるようになった子どもたちへは、少し長めの物語を読み通せる力を育てていきます。

## ○3年生・4年生

子どもたちの読書力に差がついてくる年代です。読むことを習慣づけたり、たくさんの本と出会わせたりするため、家庭での取組も大切です。児童文学のおもしろさを実感する体験を重ね、興味や関心のあることについて、知識を広げることができるよう、学校と家庭が協力してサポートする必要があります。

## ○5年生・6年生

子どもたちの日常も多様化し、楽しみも多方面に広がる年代です。少ずつ読書離れが始まります。子どもたちが読みたい時に、すぐ手に取って読める環境づくりが必要です。楽しみとしての読書から、読書を通して自分の考えを広げたり、生活に活かしたりすることができる力を伸ばすことが必要な時期です。

## [ 中学生・高校生等 (13歳～18歳) ]

ティーンズ世代は、多様なものに興味を持ち、内面的にも揺れ動き、生き方を模索している時期です。勉強や部活動に時間が取られ、読書にかける時間が少なくなってきました。

心身共に成長するこの時期、共感したり感動したりできる本との出会いをつくり、読書を通じて、自分の考えを広げたり思考を深めたりする力を伸ばします。そのためにも、学校図書館及び町立図書館では、ティーンズ世代の興味や知的欲求に応じた書架構成（現在の若い人に支持されている資料にも重点を置く）や幅広いニーズに応える資料の収集を行います。

また、部活動・進学・就職といった将来の学びに関する資料も積極的に揃え、専門的な図書に関しては、県内の県立図書館や大学図書館と連携し、気軽にティーンズ世代が利用できる環境を整えます。

さらに、紙媒体だけでなくHPに「ティーンズ専用ページ」や「学校図書館のページ」等を設け、学校生活の充実や職業選択支援に向けた情報提供につなげられるよう、ネットを介した図書館利用を可能にする仕組み作りも必要です。

## 6. 具体的な取組方策

推進方策	具体的方策
家庭における子どもの読書活動の推進	① ブックスタート事業を通し、家庭での読み聞かせの推進
	② 親子で読書を楽しむ時間の工夫
	③ 町立・学校図書館利用の推進
	④ 家庭教育講座や講演会への参加
	⑤ 「おすすめの本」リストの情報活用
	⑥ うちどく（家読）「1日15分読書うんどう」の推進
こども園等における子どもの読書活動推進	① 園生活の中での定期的な読み聞かせ
	② 絵本の部屋・年齢に合わせた資料の整備
	③ 家庭への絵本の貸出
	④ 園だよりやクラスだよりなどを活用し、保護者への啓発
	⑤ 職員のスキルアップ
	⑥ 教育活動での読書の位置づけ
	⑦ 町立図書館との連携
	⑧ 障がいの状況に応じた多様な読書支援
	⑨ 図書館訪問の推進
学校における子どもの読書活動の推進	① 学校図書基準を基に蔵書の充実
	② 蔵書のデータベース化の促進
	③ 本を活用した調べ学習の充実
	④ 「朝読書」の推進と読書時間の確保
	⑤ 学校HPや図書館だより等による保護者への啓発
	⑥ 利用しやすい配架やサインによる環境整備
	⑦ 学校図書館司書等による読み聞かせやブックトーク※11 ビブリオバトル※12の実施
	⑧ 学級文庫の設置
	⑨ 町立図書館との連携・ネットワーク化
	⑩ 保護者・ボランティアの活用・連携
	⑪ 読書旬間事業の充実
	⑫ 図書委員会活動の充実
	⑬ 教職員研修の充実
町立図書館における子ども読書活動の推進	① 年齢にあった資料の収集と提供
	② ブックスタート事業の推進
	③ 各種おはなし会の実施

	④ 移動図書館車の巡回
	⑤ 各こども園、学校等への団体貸出の推進
	⑥ 「よい絵本」「おすすめの本」のコーナー設置
	⑦ HPを活用した本の紹介
	⑧ 広報やチラシなどによる読書活動の推進
	⑨ 子どもの読書週間事業の充実
	⑩ 子ども向け事業の実施
	⑪ ティーンズコーナー充実
	⑫ 魅力的なテーマ展示の開催
	⑬ ボランティアとの連携・育成
	⑭ 学校・こども園との連携
	⑮ 司書の資質の向上
	⑯ 出張おはなし会の開催
	⑰ 図書館見学や職場体験の積極的な受入
関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進	① 児童館や児童クラブにおける読書環境の整備
	② 〃 蔵書の整備
	③ 〃 読み聞かせの推進
	④ 〃 町立図書館との連携
	⑤ 読書活動関連行事等の周知
	⑥ 町立図書館からの団体貸出の有効活用
	⑦ 各集落の育児サークルと町立図書館の連携
	⑧ 教育委員会関係課の連携強化



## 推進イメージ図

### ★ 保育園・こども園

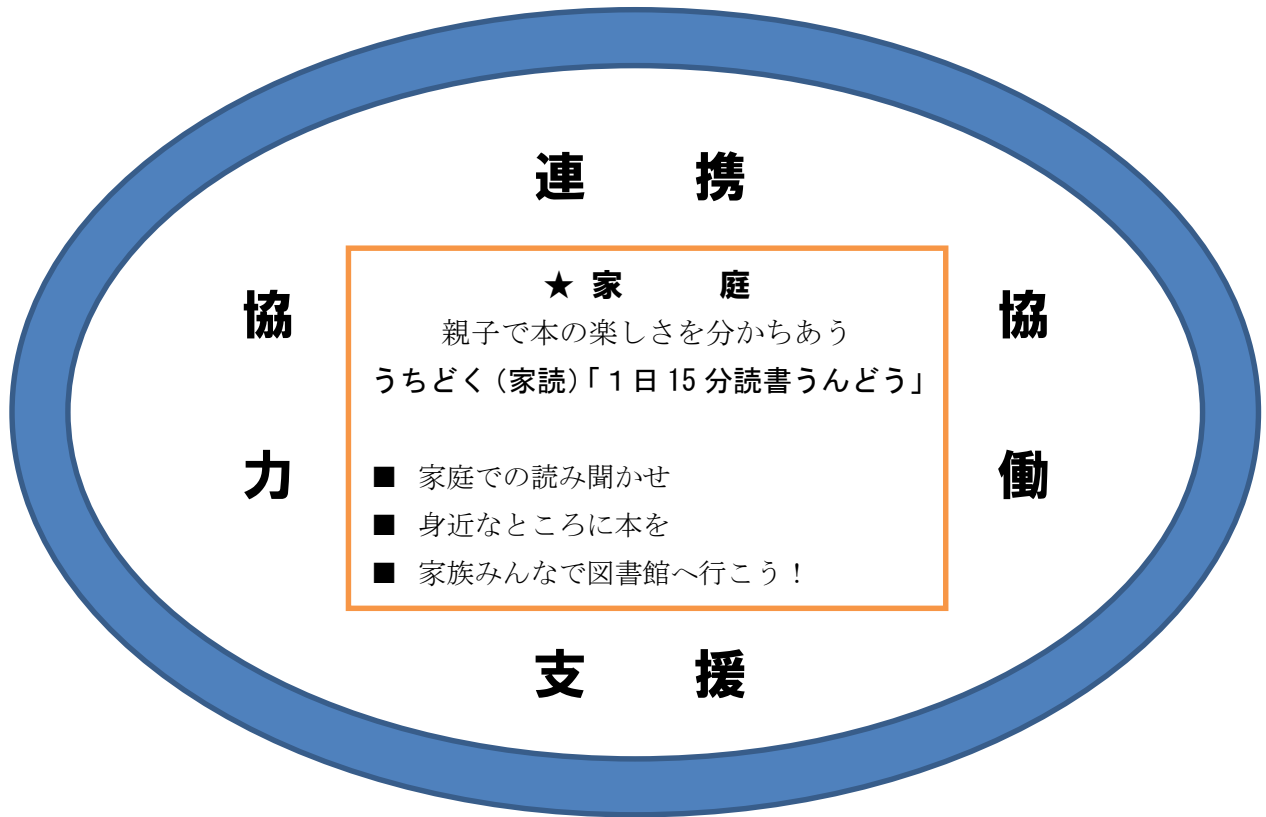
「先生 絵本読んで！！」

- 毎日の保育に絵本の読み聞かせ
- 成長に合わせた読書環境の整備
- 家庭への絵本の貸出
- 町立図書館との連携

### ★ 学 校

「読む」「聞く」「調べる」学校図書館

- 学校図書館の充実
- 朝読書の実施
- 教師や学校図書館司書による読み聞かせ
- 町立図書館との連携



### ★ 地 域

いつでも、どこでも、本は友だち

- 児童館・保健福祉センター
- 放課後児童クラブ
- 育児サークル
- ボランティア活動

### ★ 町立図書館

みんなの「読みたい」「知りたい」を  
応援します

- 資料の充実
- おはなし会の実施
- ブックスタート事業の実施
- 学校・こども園との連携
- ボランティアとの協働

## 《用語解説》

### ※1 「うちどく（家読）」

家族みんなで本を読み、語り合う新しい読書スタイルとして提唱されている取組みで、「家庭（うち）での読書」の意味。

### ※2 「団体貸出」

町立図書館が、町内の各種団体に対して、1 か月間 100 冊を上限に図書資料を貸出す制度。

### ※3 「司書教諭」

学校図書館の専門的職務に関する資格を有する教諭。平成 15 年度より 12 学級以上の学校に司書教諭の配置が義務づけられている。

### ※4 「学校図書館司書」

学校図書館の業務に携わる職員で、図書の貸出や選書、整理を行う。  
聖籠町では、全ての小学校、中学校に配置されている。

### ※5 「学校図書館図書標準」

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。学校の規模に応じて目標蔵書冊数が定められている。

### ※6 「朝読書」

朝の始業時前の短い時間を利用して、一斉に読書に取り組む活動で、朝の読書推進協議会が提唱して全国に普及。読書習慣の形成のほかに、授業に落ち着いて入ることができるという効果が出ている。

### ※7 「児童サービス」

乳幼児からヤングアダルト（主として中高生）までを対象とする。

### ※8 「ブックスタート」

地域で生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、乳幼児健診時に絵本や資料が入ったセットを手渡し、絵本との出会いを促す事業。

1992 年にイギリスのバーミンガムで始まった運動。

### ※9「テーマ展示」

特定のテーマ（話題の事柄・季節・行事 等）に沿った本を集め、展示・貸出をするもの。

### ※10「基本図書」

図書館において蔵書を中心となるような標準的な図書。図書館に備えておくべき必読図書。

### ※11「ブックトーク」

読書案内の手法の一つ。読み聞かせと異なり、あるテーマにそって何冊かの本を紹介することで、読書意欲を喚起することを目的とする。

### ※12「ビブリオバトル」(知的書評合戦)

本の紹介を中心としたコミュニケーションゲーム。発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、1人5分間で紹介をし、その後にディスカッションを行う。全ての発表の後、「どの本が一番読みたくなったのか？」の投票を行い「チャンプ本」を決める。

## 参 考 資 料

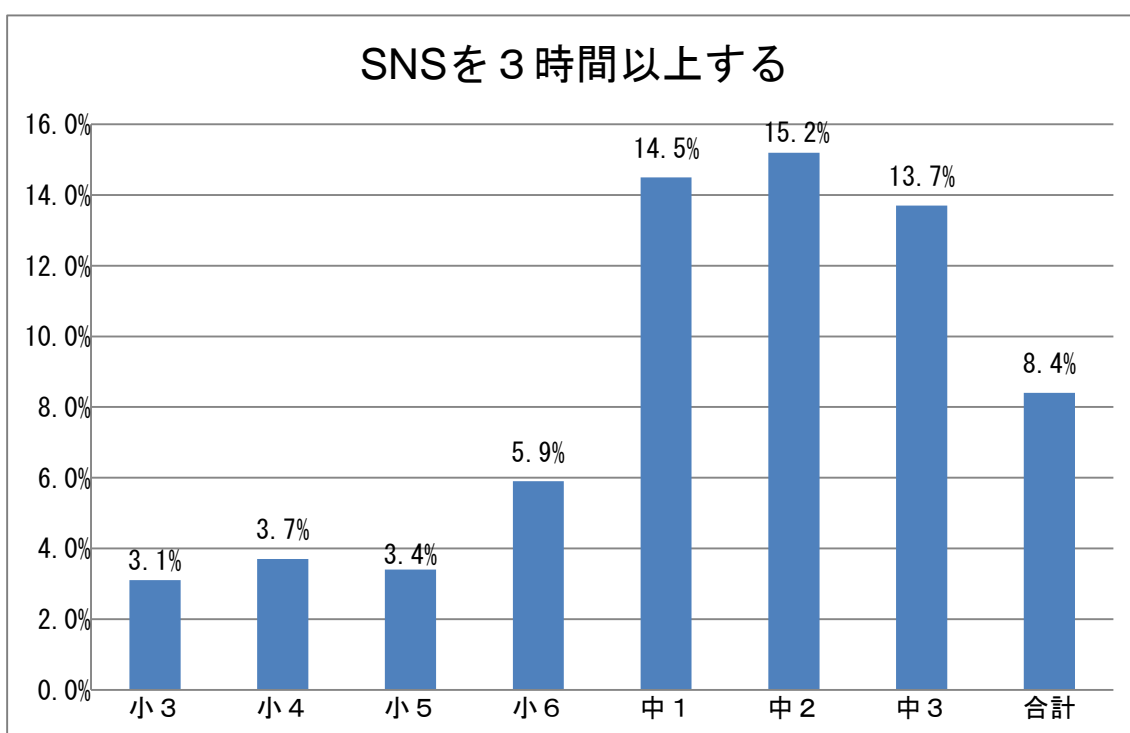
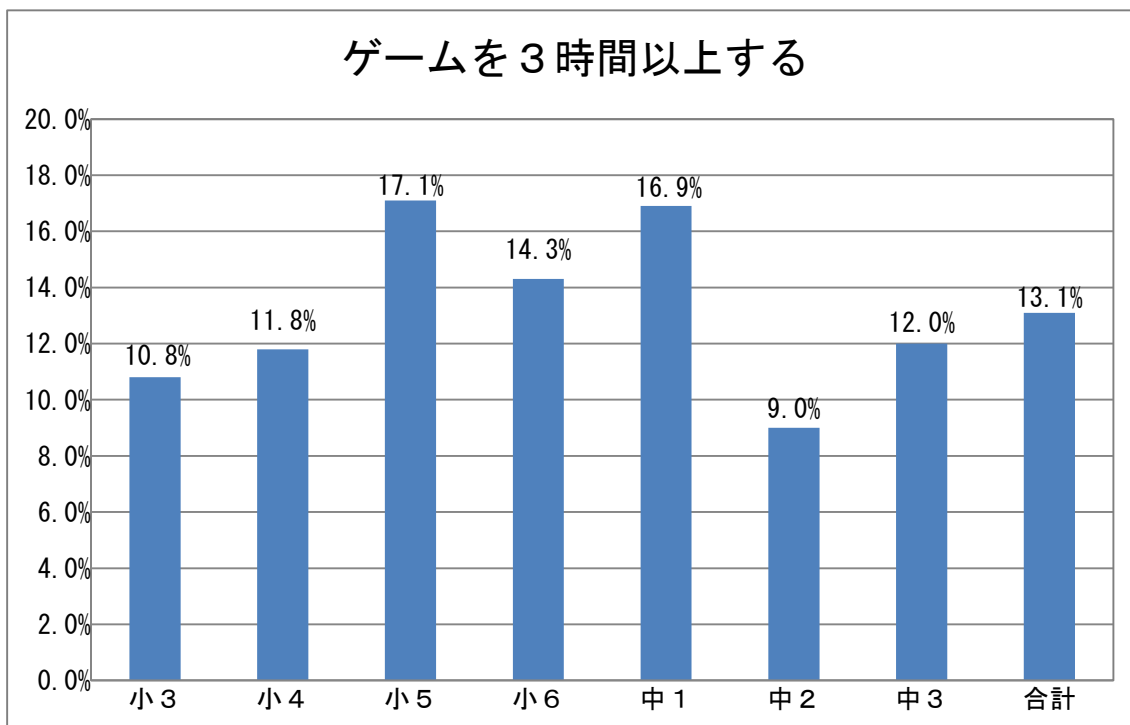
- ・平成 27 年度 7 月実施  
「『ネット接続可能機器』所持・使用に関わるアンケート調査結果」(抜粋)  
(聖籠町 12 年カリキュラム委員会 SNS 対策部会、聖籠町教育委員会)・・・ 23
- ・町内小・中学校図書館利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)・・・ 26
- ・衆議院文部科学委員会における附帯決議・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・文字・活字文化振興法(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)・・・・・・ 29
- ・小学校学習指導要領(平成 20 年 3 月改訂)(抜粋)・・・・・・・・・・・・ 32
- ・中学校学習指導要領(平成 20 年 3 月改訂)(抜粋)・・・・・・・・・・・・ 34



平成 27 年度7月実施

「『ネット接続可能機器』所持・使用に関わるアンケート調査結果」(抜粋)

(聖籠町 12 年カリキュラム委員会 SNS 対策部会、聖籠町教育委員会)



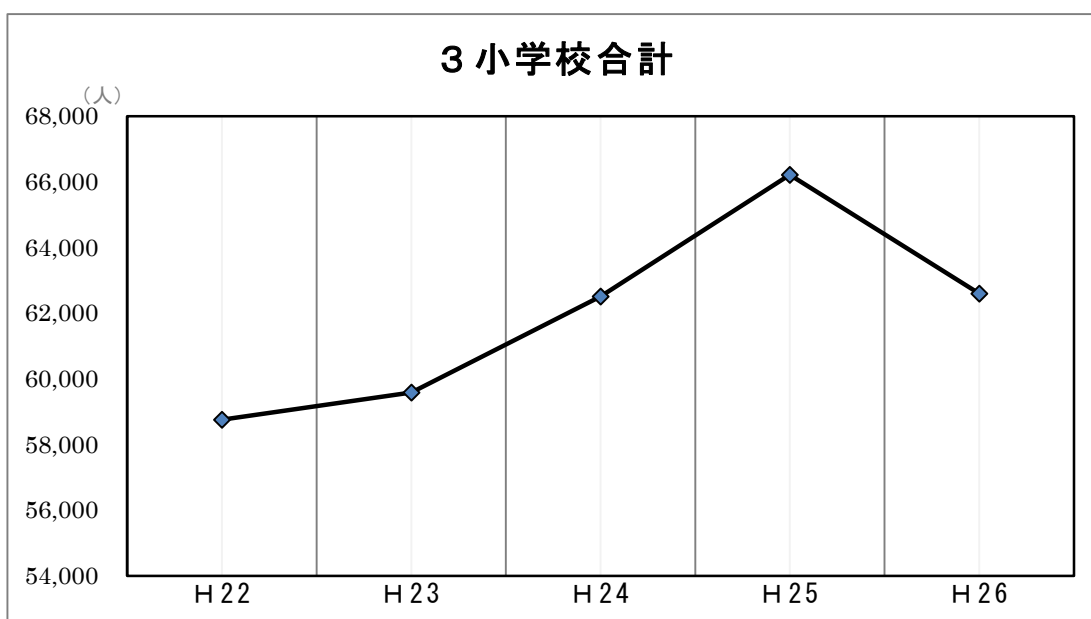
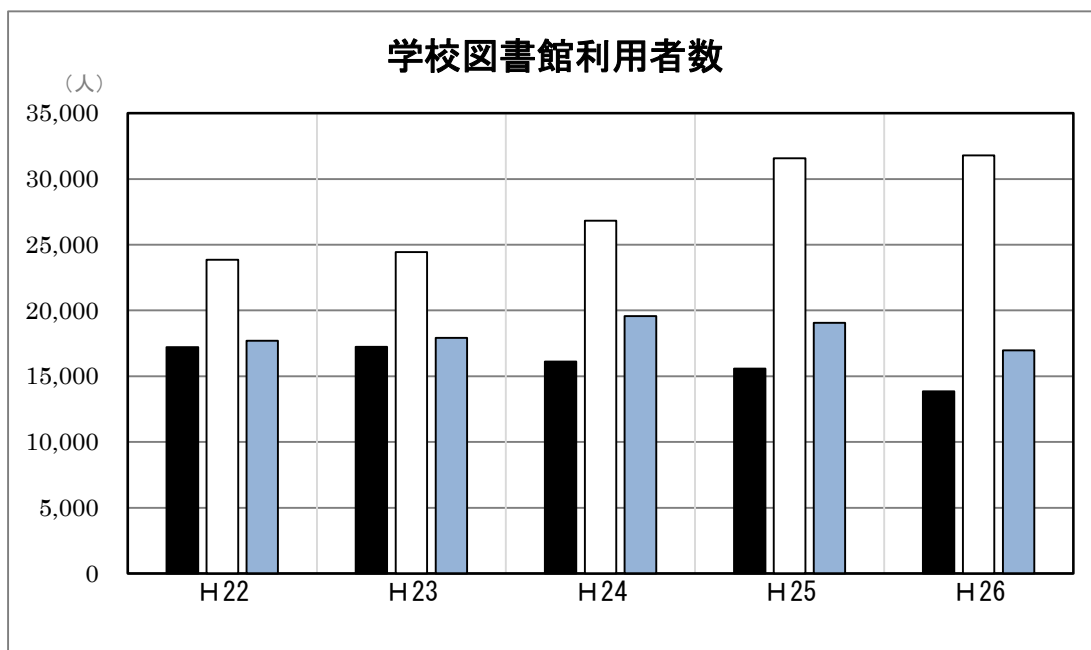
### 町内小・中学校学校図書館利用状況

○学校図書館利用者数

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26
蓮野小学校	17,202	17,224	16,121	15,574	13,849
山倉小学校	23,848	24,440	26,817	31,576	31,787
亀代小学校	17,704	17,921	19,570	19,066	16,955
合計	58,754	59,585	62,508	66,216	62,591

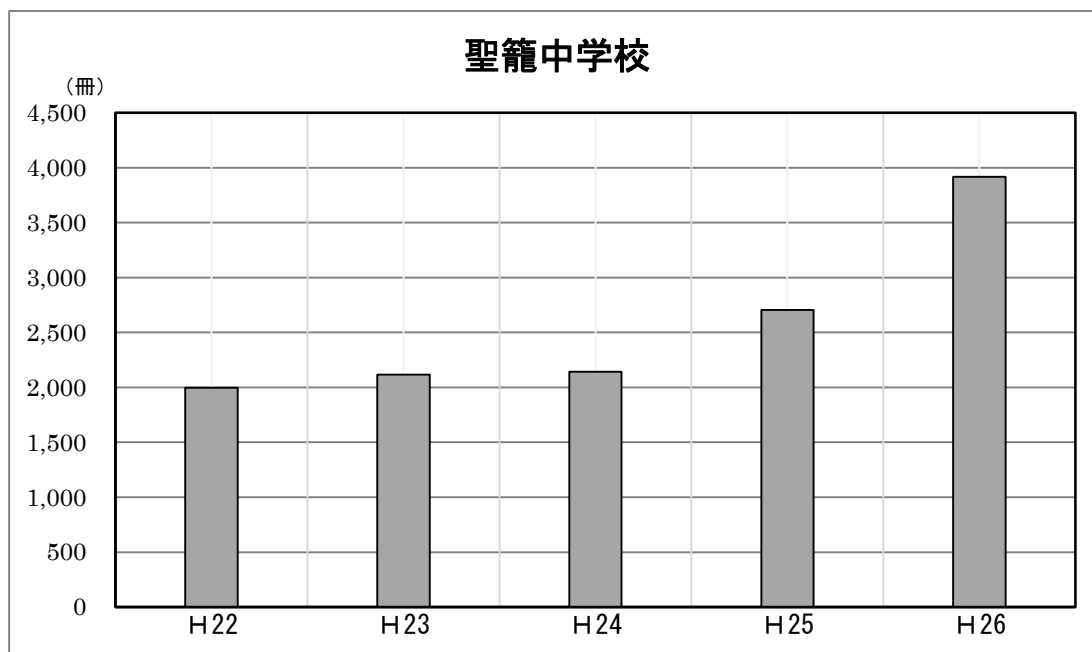
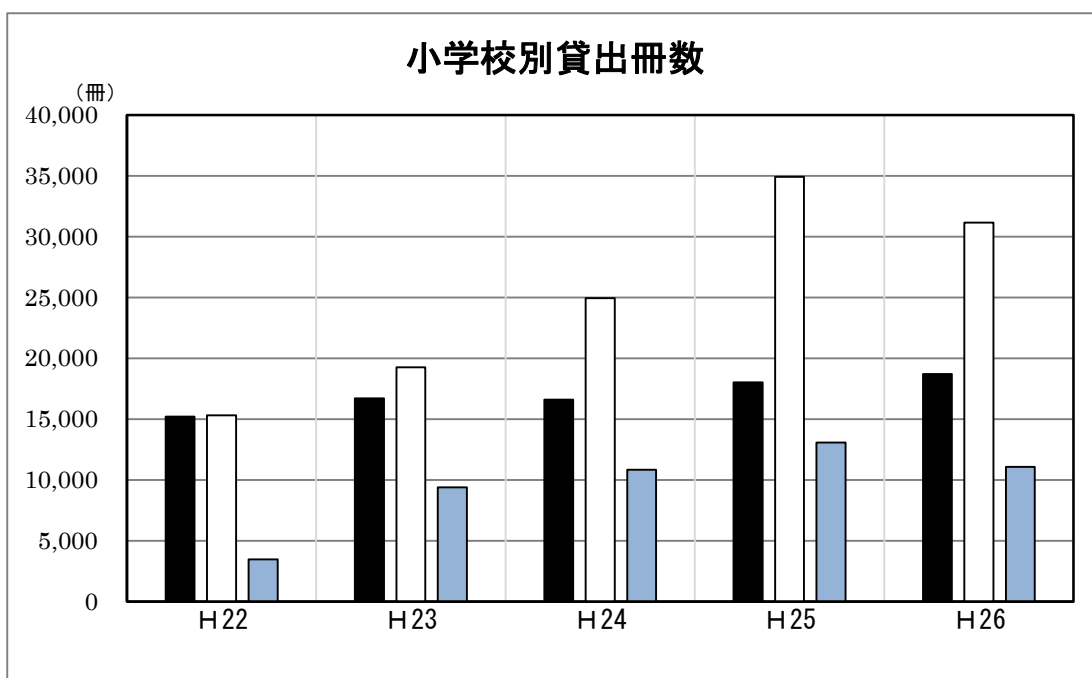
\* 聖籠中学校はデータなし



○学校図書館貸出冊数

(単位:冊)

	H22	H23	H24	H25	H26
蓮野小学校	15,215	16,702	16,612	18,013	18,719
山倉小学校	15,318	19,259	24,959	34,937	31,159
亀代小学校	3,471	9,398	10,823	13,076	11,082
聖籠中学校	1,998	2,116	2,141	2,706	3,918
合計	36,002	47,475	54,535	68,732	64,878



## 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等の連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に

報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 【衆議院文部科学委員会における附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）

### （目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### （基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### （国の責務）

第四条 国は、全条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他に必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な



施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ●小学校学習指導要領（平成20年3月改訂）（抜粋）

### 第1章 総則

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (2) 第2の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」，「B 書くこと」，「C 読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については，相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに，それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際，学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また，児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして，指導の効果を高めるよう工夫すること。
- (5) 第2の各学年の内容の「C 読むこと」に関する指導については，読書意欲を高め，日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに，他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては，本の題名や種類などに注目したり，索引を利用して検索したりするなどにより，必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお，児童の読む図書については，人間形成のため幅広く，偏りがないように配慮して選定すること。

#### 第2節 社会

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (3) 学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また，第4学年以降においては，教科用図書「地図」を活用すること。

### 第5章 総合的な学習の時間

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (6) 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 第6章 特別活動

### [学級活動]

#### 2 (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

ア 希望や目標をもって生きる態度の形成，イ 基本的な生活習慣の形成，ウ 望ましい人間関係の形成，エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解，オ 学校図書館の利用，カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成，キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

## ●中学校学習指導要領（平成20年3月改訂）（抜粋）

### 第1章 総則

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (2) 第2の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」、「C 読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

#### 第6節 美術

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

### 第4章 総合的な学習の時間

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

### 第5章 特別活動

#### [学級活動]

##### (3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解、イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用、ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用、エ 望ましい勤労観・職業観の形成、オ 主体的な進路の選択と将来設計

# 聖籠町子ども読書活動推進計画

平成 年 月

聖籠町教育委員会

事務局：聖籠町立図書館